

令和7年度 石垣市市民活動保険制度 業務仕様書

1 保険期間

令和 7 年 4 月23日午後4時から令和 8 年4月23日午後4時まで

2 保険の内容

本仕様書にて定める内容および石垣市市民活動保険実施要綱(以下、「実施要綱」という。)のとおりとする。

(1)傷害補償

(2)賠償責任補償

3 補償対象者及び補償の対象

(1) 補償対象者

市(市と人的、資金的な面で関連性の強い任意団体及び公益法人等)及び市民(市民団体及び一部市外居住者を含む。)

(2) 補償の対象

市、市内に活動の拠点を置く市民団体及びこれらが行う事業等に直接参加する個人が行う市民活動中に発生した事故で、次の場合に適用する。

① 傷害補償

従事者又は参加者が、事故により傷害を受けるか、死亡したとき。

② 賠償責任補償

市、市内に活動の拠点を置く市民団体、従事者又は参加者が、過失により第三者の生命・身体又は財物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負うことになったとき。

4 補償金額

(1) 傷害補償

①傷害補償

補償内訳	補償金額(1人につき)
死亡補償金	500万円
後遺障害補償金	20 万～500万円(程度に応じて死亡補償金額の 4～100%)
入院補償金	1日 3,000円(事故の日を含めて 180 日の間の入院に限る。)
通院補償金	1日 2,000円(事故の日を含めて 180 日の間の通院に限る。 ただし、90 日を限度とする。)
手術補償金	3万円(入院中に受けた手術)15,000 円(外来で受けた手術)

②死亡、後遺障害、入院、通院の補償金については、重複して支払うこととする。

例) ・後遺障害＋死亡＝500万円(死亡の場合の限度額まで)

・死亡＋入院＋通院＝500万円＋入院と通院の合計金額

・後遺障害＋入院＋通院＝(15～500万円)＋入院と通院の合計金額

(2)賠償補償

① 填補限度額

補償内容	補償金額(1人につき)
身体賠償	最高 1人 1億円 1事故 2億円 ※生産物賠償は保険期間中限度額2億円
財物賠償	最高 1事故につき 500万円
保管物賠償	最高 1事故につき 500万円

② 免責金額

いずれの賠償も、1事故5,000円とする。

5 特記事項

- (1) 補償対象者となる団体及び個人についての事前の登録制はとらない。
- (2) 保険期間中に新たに結成された団体に対しても、この保険の対象とする。
- (3) 体育協会・スポーツ少年団等(空手、柔道、少林寺拳法等の武道も含む。)の活動についても補償の対象とする。
- (4) 観覧者・応援者の障害補償についてはスポーツ活動に限り対象とする。
- (5) 熱中症は対象外とする。
- (6) 飲酒中、飲酒後の事故は対象外とする。
- (7) チェーンソーを使用し、発生した事故は対象外とする。
- (8) 計画的に行われた大会等の本番前の練習や設営等で発生した事故も対象とする。
- (9) 災害時において、注意報発令時の活動は対象、警報発令時以上の活動は対象とする。
- (10) 賠償責任補償においての診断書料は、補償金によって支払うものとする(傷害補償においては請求者の負担)
- (11) 傷害事故については、補償対象者が他の傷害補償に対する保険に加入していとしても、他の保険契約等がないものとして算出した当該保険で支払うべき保険金等の額を支払うものとする。
- (12) 市民活動中に同じく市民活動を行っている第三者から傷害を受けた場合は、傷害補償及び第三者からの賠償責任補償の両方を支払うものとする。
- (13) 自宅から活動場所までの往復途上の事故については、傷害補償は対象とする。ただし、私用の立ち寄り等合理的な経路とみなされていない場合は対象外とする。賠償責任補償は対象外とする。
- (14) この仕様書の内容で、保険約款と矛盾又は齟齬がある場合は、この仕様書により締結する契約書等が優先する。また、仕様書と保険約款及び契約書等の間に矛盾又は齟齬がある場合は、仕様書が優先されるものとする。
- (15) この仕様書に記載のないものについては、市と保険会社が協議の上決定する。

6 保険請求手続きについて

- (1) 市民(活動団体)から事故報告書が市へ提出されたら、市は事故報告書の内容を審査し、市民活動中の事故と確認した場合は、保険会社に対し速やかに事故報告書を送付する。
- (2) 補償対象者及び補償対象活動であるかは、市が判断する。
- (3) 傷害事故の場合の事故確認及び損害賠償事故の場合の被害者との示談について、保険会社は積極的に協力するものとする。
- (4) 保証金の請求書等は、保険会社から直接市民(賠償責任者、受傷者)へ送付する。送付の際は、市民が保険会社へ郵送するための返信用封筒を同封する。
- (5) 補償金の請求書等は、市民(賠償責任者、受傷者)から直接保険会社へ提出する。
- (6) 保険会社は市民(賠償責任者、受傷者)から送付された請求書等を確認し、本制度が適用される事項と判断した場合は、市民(賠償責任者、受傷者)へ補償金の支払いを行う。
- (7) 本制度が適用されない場合は、市民(賠償責任者、受傷者)へ通知するとともに、市へも同様の通知を行うものとする。
- (8) 請求内容について、市が照会を行った場合、保険会社は請求内容を開示するものとする。
- (9) 補償金の支払い状況は、支払い手続き完了後に市へ報告する。

7 契約に関する注意事項

- (1) 市からの保険料の支払いは、保険期間開始日である4月23日までに行う。
- (2) 落札者は、下記の資料について、落札が決定した日の翌日から起算して5日以内(期間の満了日が休日に当たるときは、当該休日の翌日)に、石垣市市民保健部平和協働推進課へ提出すること。書類が使用を満たしていない場合、また虚偽の記載をした場合、その入札は無効とする。
 - ①契約予定書類及びその契約の内容を明らかにすることができる資料(約款等、仕様書の内容を満たすことを明示する各種資料)
 - ②暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書
- (3) 保険料の確定精算は行わない。
- (4) 業務上の個人情報の取り扱いにあたっては石垣市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守すること
- (5) 本保険を行うための約款および特約事項の整備については、保険会社の判断に委ねる。ただし、法令等を遵守した保険構成であることを条件とする。
- (6) この仕様書に記載のないものについては、市と保険会社が協議の上決定する。
- (7) 証券、保険約款、特約書等は情報開示請求があった場合は、開示をする。
- (8) 保険会社は市及び補償対象者等からの問合せ等に迅速かつ適切に対応すること。
- (9) 市が保険内容や申請手続き等について打ち合わせや会議等を開催するとき、保険会社は担当者を派遣すること。なお、会議に必要な資料等の提供を行うこと。

- (10) 保険会社の不実による場合は、市はこの契約を解除し、保険会社は未経過期間に対し保険料を返還することとする。
- (11) 保険会社は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。

8 暴力団排除条項

- (1) 保険会社は石垣市暴力団排除措置要綱を遵守することとし、契約時においてはこの要綱で定める誓約書の提出を行うものとする。
- (2) 市は、保険会社に誓約違反が認められる場合、契約を解除することができる。
この場合において、解除により保険会社に損害があっても、市はその損害の賠償の責を負わないものとする。
- (3) 保険会社は、市が当条項に該当する事由の有無を確認することを目的として役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該名簿等を提出しなければならない。
- (4) 本条項の規定により契約が解除された場合においては、保険会社は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期限までに支払わなければならない。

9 その他(参考)

○人口 49,794 人 26,579 世帯(令和 7 年 1 月末現在)

○過去2年間の事故発生件数の推移(令和 7 年 2 月 7 日現在)

【令和 5 年度】

	支払件数	支払額
障害	1 件	6,000 円
賠償	0 件	0 円
合計	1 件	6,000 円

【令和 6 年度】※令和 7 年 2 月 7 日現在支払済値

	支払件数	支払額
障害	3 件	20,000 円
賠償	0 件	0 円
合計	3 件	20,000 円